

# 国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について

平成25年9月

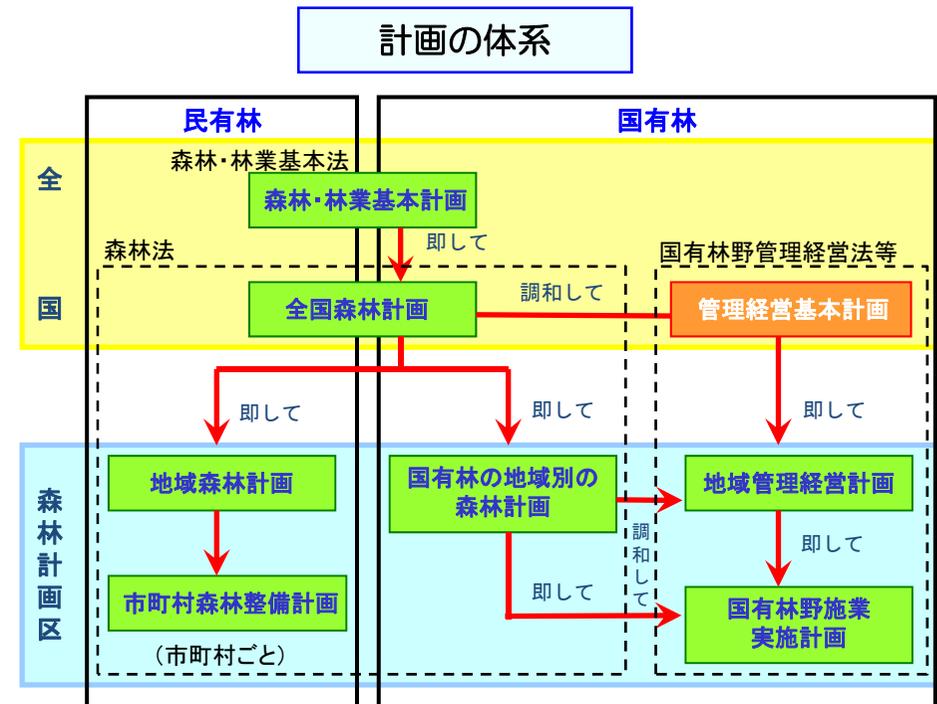
**林野庁**

## 目 次

1	管理経営基本計画について . . . . .	1
2	管理経営基本計画の改定について . . . . .	2
3	昨年12月の管理経営基本計画の変更について . . . . .	3
4	管理経営基本計画改定の検討方向について . . . . .	7

# 1 管理経営基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下、「管理経営基本計画」という。）は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」（以下「管理経営法」という。）第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域（森林計画区）ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成21年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間として、平成20年12月に改定
- 昨年12月に、「国有林野の有する公益的機能の維持増進のための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」の規定に基づき、変更（本年4月から適用）



**【管理経営基本計画】**（大臣：5年ごと10年計画）  
 国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象として大臣がたてる計画

**【地域管理経営計画】**（局長：5年ごと5年計画）  
 地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区（流域）を単位として定める管理経営の計画

**【国有林野施業実施計画】**（局長：5年ごと5年計画）  
 森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規程に基づき森林計画区（流域）を単位として、事業量や伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

## 2 管理経営基本計画の改定について(改定の必要性と想定スケジュール)

- 国有林野管理経営法において、管理経営基本計画は、5年ごとに定めることとされているところ
- このため、前回の改定から5年が経過する本年12月までに改定する必要があるところ
- なお、管理経営基本計画の改定に当たっては、国民の声を広く聴くため、変更案を公告・縦覧するとともに、申立てのあった意見の要旨を付して林政審議会の意見を聴くこととされているところ
- このため、管理経営基本計画の改定に向けたスケジュールについては、次を想定
  - 平成25年9月 林政審議会の開催(改定の方向)
  - 10月 林政審議会の開催(改定案)
  - 11月 公告・縦覧(パブリック・コメント)  
意見の集約、改定案の修正
  - 12月 林政審議会の開催(諮問・答申)  
改定計画の決定・公表

### ○ 国有林野管理経営法(抜粋)

第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

第5条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

### 3 昨年12月の管理経営基本計画の変更について

- 昨年6月に関連法が公布され、国有林野事業は、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献のため、本年4月から組織・事業の全てを一般会計へ移行
- 移行に先立ち、昨年12月に管理経営基本計画を変更し、本年度から取組を推進

#### 見直しの背景

##### ■ 森林・林業基本計画 (H23.7閣議決定)

- 公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、我が国の森林・林業の再生に貢献
- そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

##### ■ 林政審議会答申(H23.12) 「今後の国有林野の管理経営のあり方」

- ・ 公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・ 森林・林業の再生への貢献
- ・ 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献
- ・ 地域の森林・林業政策を推進する役割を担うための現場機能と能力の向上
- ・ 事業・組織の一体的な一般会計への帰属
- ・ 債務返済に係る経理の区分

#### 必要な法的措置

##### ■ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律 (H24.6公布、H25.4施行)

- 国有林の公益的機能を十全に発揮させるため、
  - ・ 国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度の創設
  - ・ 特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業を一般会計化
- 債務返済を国民負担としないため、
  - ・ 債務管理特別会計を設置し、債務を承継
  - ・ 必要な森林整備の結果として得られる林産物収入等により債務を返済

#### 平成25年度からの取組

##### ■ 国有林野管理経営基本計画 (H24.12変更)

民有林施策と一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施

- 公益重視の管理経営の一層の推進
  - ・ 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
  - ・ 地球温暖化防止対策の推進
  - ・ 生物多様性の保全
  - ・ 民有林との一体的な整備保全
- 森林・林業再生への貢献
  - ・ 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
  - ・ 林業事業体の育成
  - ・ 民有林と連携した施業の推進
  - ・ 森林・林業技術者等の育成
  - ・ 林業の低コスト化に向けた技術開発
  - ・ 林産物の安定供給
- 「国民の森林」としての管理経営
- 地域振興への寄与 等

# (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

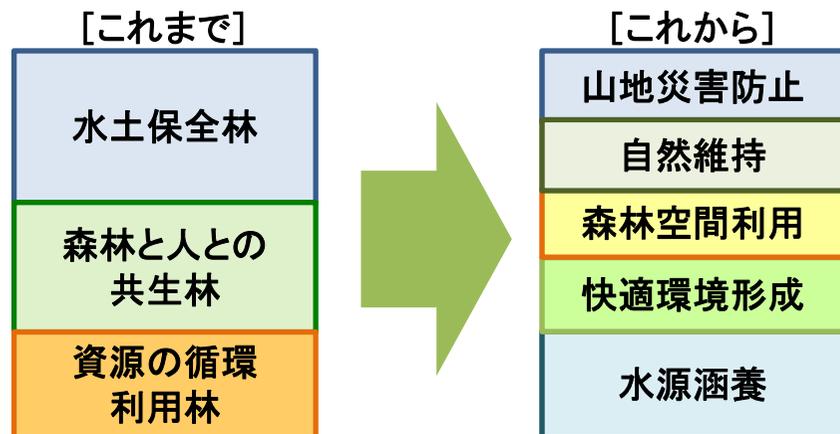
管理経営基本計画(H24.12変更)の概要

- 国有林野を重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- 適切な管理経営を通じた地球温暖化の防止、生物多様性の保全への貢献
- 公益的機能維持増進協定制度を活用した隣接・介在する私有林との一体的な整備・保全の推進

## 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

### 機能類型区分の見直し

- ・ 国有林野を重視すべき機能に応じ、従来の3区分から山地災害防止、自然維持、森林空間利用、快適環境形成、水源涵養の5タイプの区分に見直し、公益林として管理経営



- ・ 木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することにより発揮

### 治山事業の推進

- ・ 国民の安全・安心を確保するため、重要な水源地域等において治山事業を計画的に推進
- ・ 大規模な山地災害発生時には技術を有する職員を派遣

### 路網整備の推進

- ・ 林道(林業専用道を含む)や森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせ合わせた整備を推進

## 地球温暖化防止対策の推進

- ・ 我が国全体で3.5%の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等を積極的に推進



間伐の実施による健全な森林の整備

## 生物多様性の保全

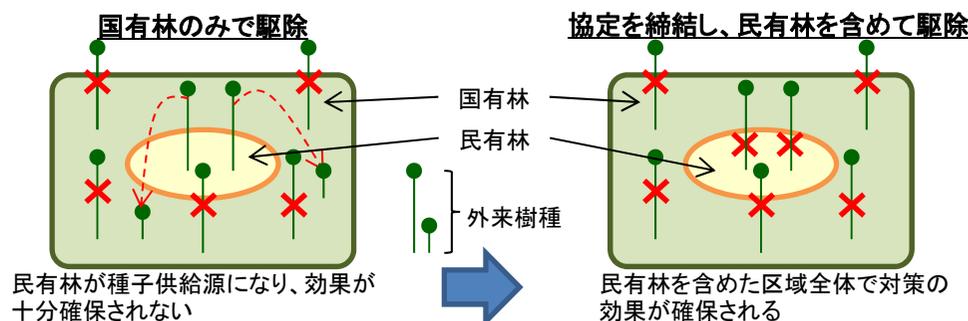
- ・ 保護林等について、モニタリング調査等で得られた知見等を踏まえ区域等の見直しを推進
- ・ 農林業や生態系に被害を与えている野生鳥獣について、適切な防除対策とともに、積極的な個体数管理や共存に向けた森林整備を推進



囲いわなによるシカの捕獲

## 私有林との一体的な整備・保全

- ・ 立地条件が不利であること等から十分な施業が行われていない国有林に隣接・介在する私有林について、「公益的機能維持増進協定制度」を活用した一体的な整備・保全の取組を推進



## (2) 森林・林業再生に向けた貢献

- 国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組み、我が国の森林・林業の再生へ貢献

### 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

- ・ 地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案・検証や民有林における普及・定着



高性能林業機械を活用した作業システムの普及・定着

### 林業事業体の育成

- ・ 林業事業体の創意工夫を促進するため、総合評価落札方式等を活用
- ・ 林業事業体の登録・評価の仕組みの活用を検討



丈夫で簡易な道づくりの研修会

### 民有林と連携した施業の推進

- ・ 民有林と連携することで事業の効率化等が図られる区域について、森林共同施業団地を設定
- ・ 民有林と連結した路網の整備や計画的な間伐等の実施、民有林材と協調した出荷等



民有林と連携した路網の整備

### 森林・林業技術者等の育成

- ・ 専門的かつ高度な現場経験を有する森林総合監理士(フォレスター)等を育成
- ・ 事業発注やフィールドの提供等を通じた民有林の人材育成を支援



フォレスター育成の研修

### 林業の低コスト化に向けた技術開発

- ・ 民有林経営への普及を念頭にした林業の低コスト化等に向けた技術開発の推進
- ・ 実用段階に到達した先駆的な技術等について事業レベルでの試行の実施



コンテナ苗(左)とその植付(右)

### 林産物の安定供給

- ・ 木材利用の促進や木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、価格や需給動向を把握しつつ持続的・計画的に供給
- ・ 価格急変時の供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を把握するなどの取組を推進
- ・ 未利用間伐材等について、安定供給や低コスト搬出システムの確立等により木質バイオマスなど新たな需要を開拓



林内の端材



チップ工場



バイオマス発電所

### (3) 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」として管理経営
- 再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用
- 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

#### 「国民の森林」としての管理経営

##### ■ 双方向の情報発信

- ・ 地域管理経営計画案の作成に当たり、これまでの取組実績や現状を評価した結果等を提示しつつ、広く国民等の意見を聴取



計画案作成に向けた  
住民懇談会

##### ■ 森林環境教育の推進

- ・ 森林・林業の体験活動等を実施するための「遊々の森<sup>ゆうゆう</sup>」等の設定
- ・ 森林の多面的な機能に関する普及啓発や学習・体験プログラムの作成等の推進



職員による小学校への出前授業

##### ■ 森林の整備・保全等への国民参加

- ・ NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定
- ・ 企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林<sup>もり</sup>」の設定



「法人の森林」を活用した  
ボランティアによる植樹活動

#### 地域振興への寄与等

##### ■ 国有林野の活用

- ・ 地域の産業振興に資する国有林野の活用等により地域振興へ寄与
- ・ 国土の保全や生物多様性の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電に資する活用や地域のバイオマスエネルギー源としての共用林野の活用の推進



風力発電用地としての  
国有林野の活用

##### ■ 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- ・ 被災地域におけるNPO等と連携した植栽等海岸防災林の再生
- ・ 地域の復興に必要な国有林野の活用、復興ニーズ等に応じた用材の供給
- ・ 放射性物質汚染対処特措法等に基づき、関係機関等と連携した国有林野の除染等



海岸防災林の再生



国有林野の除染

## 4 管理経営基本計画改定の検討方向について

現行計画は、昨年12月の変更において、一般会計移行を踏まえた大幅な記載内容の見直しを行い、今年度から新たな取組が始まったところ

一方で、今回は、移行後初めての改定であり、改めて一般会計下における計画としてふさわしい構成等となるよう精査するとともに、以下のような論点を踏まえた対応を検討

### 論 点

- 今後、より重視していくべき事項
  - 「攻めの農林水産業」の施策展開
- 昨年12月の変更以降の状況変化
  - 改正間伐特措法の成立
  - 全国森林計画の策定(予定)

### 次期計画案での対応方向

- 「攻めの農林水産業」の施策展開を踏まえ、国産材の安定供給体制の構築への貢献について記載を充実する方向で検討
- 改正間伐特措法の成立等を踏まえ、
  - 人工林資源の成熟に伴う主伐の増加とその後の再造林への対応等
  - 近年、頻発する豪雨災害等への対応を記載する方向で検討

※ この他、表現の明確化や適正化の観点から用語等の見直しを検討

## (1) 今後、より重視していくべき事項への対応

### 改定に向けた背景

- 国産材の小規模・分散・多段階な流通構造の改革を早急に進める必要があることから、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）においても、林業の成長産業化に向けて、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等の推進が盛り込まれたところ

### 現行の記載状況

- 「国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」については、
  - ① 需要先へ直送する「システム販売」の推進など、国有林材の供給に関する内容
  - ② 価格急変時の供給調整機能の発揮など、国産材全体の安定供給に関する内容を特に区分せず記載しているところ

### 改定案の検討方向

- 「国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」の項目を新設するとともに、地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化、国産材の流通合理化に向けた貢献等についての記載を充実させる方向で検討

## (2) 昨年12月の変更以降の状況変化への対応

### 改定に向けた背景

- 本年5月に間伐特措法が改正され、同法に基づく基本指針に、年平均3.5%の吸収量を確保するため、H25～H32までの8年間における間伐等の促進（※）とともに、主伐後の確実な再造林を含めた造林の促進等が盛り込まれたところ
  - ※ 全国で年平均52万haの間伐実施が目標
- 全国森林計画の策定が予定されており、近年頻発する集中豪雨への対応等が盛り込まれる見込み

### 現行の記載状況

- 地球温暖化防止対策のための森林吸収源対策として積極的な間伐を実施するとともに、間伐材等の需要拡大のため需要者への安定供給を推進
- 国民の安全・安心を確保するため、重要な水源地域等において治山事業を計画的に推進

### 改定案の検討方向

- 高齢級の人工林が年々増加し、将来の吸収量低下等が見込まれていることを踏まえ、効果的な再造林の推進等について追加する方向で検討
- 治山事業の実施に当たって、近年、頻発する集中豪雨等を踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方を追加する方向で検討

### (3) 一般会計移行を踏まえた構成等の精査

#### 改定に向けた背景

- 今回は、移行後初めての改定であり、改めて一般会計下における計画としてふさわしい構成等となるよう精査

#### 現行の記載状況

- はじめに(前文)において、平成10年からの抜本的な改革の推進や一般会計移行の経緯等についての追記を繰り返してきたところ
- 「国有林野の管理経営の基本方針」において、過去に追加された「地球温暖化防止対策の推進」と「生物多様性の保全」が「公益重視の管理経営の一層の推進」とは別に独立した項目となっているところ

#### 改定案の検討方向

- はじめに(前文)については、一般会計移行後の国有林野事業の役割に焦点を絞った記載に整理する方向で検討
- 「国有林野の管理経営の基本方針」については、「公益重視の管理経営の一層の推進」の項目に「地球温暖化防止対策の推進」等を一本化し、①公益重視の管理経営の一層の推進、②森林・林業再生に向けた貢献、③「国民の森林」としての管理経営の三つの柱に整理する方向で検討

## (4) 管理経営基本計画の構成の変更案について

### 〔 現 行 〕

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
  - (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
  - (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献
    - ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
    - イ 林業事業者の育成
    - ウ 民有林と連携した施業の推進
    - エ 森林・林業技術者等の育成
    - オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発
  - (3) 国民の森林としての管理経営
    - ア 双方向の情報受発信
    - イ 森林環境教育の推進
    - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
  - (4) 地球温暖化防止対策の推進
  - (5) 生物多様性の保全
- 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
  - (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保安全管理
  - (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存
- 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
  - (1) 林産物の安定供給
  - (2) 林産物等の販売
- 4 国有林野の活用に関する基本的な事項
  - (1) 国有林野の活用の適切な推進
  - (2) 公衆の保健のための活用の推進
- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項
- 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項
  - (1) 管理経営の事業実施体制
  - (2) その他事業運営に関する事項
    - ア 計画的かつ効率的な事業実行
    - イ 安全・健康管理対策の推進
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
  - (1) 人材の育成
  - (2) 地域振興への寄与
  - (3) 東日本大震災からの復旧・復興
  - (4) 関係機関等との連携の推進

### 〔 変 更 案 〕

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
  - (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
    - ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
    - イ 地球温暖化対策の推進
    - ウ 生物多様性の保全
  - (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献
    - ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
    - イ 林業事業者の育成
    - ウ 民有林と連携した施業の推進
    - エ 森林・林業技術者等の育成
    - オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発
  - (3) 国民の森林としての管理経営
    - ア 双方向の情報受発信
    - イ 森林環境教育の推進
    - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
- 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
  - (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保安全管理
  - (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存
- 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
  - (1) 林産物等の供給
  - (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献
- 4 国有林野の活用に関する基本的な事項
  - (1) 国有林野の活用の適切な推進
  - (2) 公衆の保健のための活用の推進
- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項
- 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項
  - (1) 管理経営の事業実施体制
  - (2) その他事業運営に関する事項
    - ア 計画的かつ効率的な事業実行
    - イ 安全・健康管理対策の推進
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
  - (1) 人材の育成
  - (2) 地域振興への寄与
  - (3) 東日本大震災からの復旧・復興
  - (4) 関係機関等との連携の推進